

令和3年11月2日(火)
国土交通省 関東地方整備局
常総国道事務所

お知らせ



一般国道6号牛久土浦バイパス(牛久市遠山町～土浦市中)



首都圏中央連絡自動車道(つくば～大栄)



東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)

『フルハーネス型墜落制止用器具特別教育』
の講習会を開催しました！

牛久土浦バイパス・圏央道安全衛生連絡協議会、東関東安全衛生連絡協議会は、墜落事故撲滅を目標に掲げ、外部より講師の方をお招きし、フルハーネス型墜落制止器具特別教育の講習会を実施致しました。

※安全衛生連絡協議会とは、常総国道事務所が指導のもとに、一般国道6号牛久土浦バイパス(牛久市遠山町～土浦市中)・首都圏中央連絡自動車道(つくば～大栄)・東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)の施工業者により自主的に組織され、工事の施工に伴う「事故防止」及び「安全衛生の確保」を行うと共に技術的向上に努め、工事の円滑なる進捗を図ることを目的とする組織です。

記

開催日時: 令和3年10月28日(木)9時30分～17時

開催場所: 常総国道事務所旧牛久監督官詰所2階会議室
牛久土浦バイパス城中町 建設現場

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 常総国道事務所

電話 029-826-2040 (代)

たかはし あきひろ

副 所 長 高橋 晃浩

たかなし ただお ながおか かつのり

建設監督官 高梨 忠生 ・ 永岡 勝典

『フルハーネス型墜落制止用器具特別教育』講習会 実施内容

(1) 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」 のポイント

1、「安全帯」から「墜落制止器具」へ

胴ベルト型(U字つり)は墜落制止器具とは認められず、胴ベルト型(一本つり)とハーネス型(一本つり)のみになります。

2、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

高さが6.75m以下で、フルハーネス型を着用している時に墜落すれば地面に到達してしまう可能性がある場合は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。その他の場合はフルハーネス型着用。

3、「安全衛生特別教育」受講が必須

高さが2m以上で作業床を設置することが難しく、フルハーネス型を用いて作業する業務を行う場合には、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受講しなければなりません。

(2) スケジュール

・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

9時30分～17時

場 所:(座学)常総国道事務所 旧牛久監督官詰所2階会議室
(実施)牛久土浦バイパス 城中町 建設現場

現場名:R2国道6号牛久土浦BP根古屋川橋第2橋上部工事

受注者:川田工業株式会社

参加者:牛久土浦バイパス・圏央道安全衛生連絡協議会
東関道自動車道安全衛生連絡協議会
常総国道事務所 (33名の参加)

会場案内図

座学会場



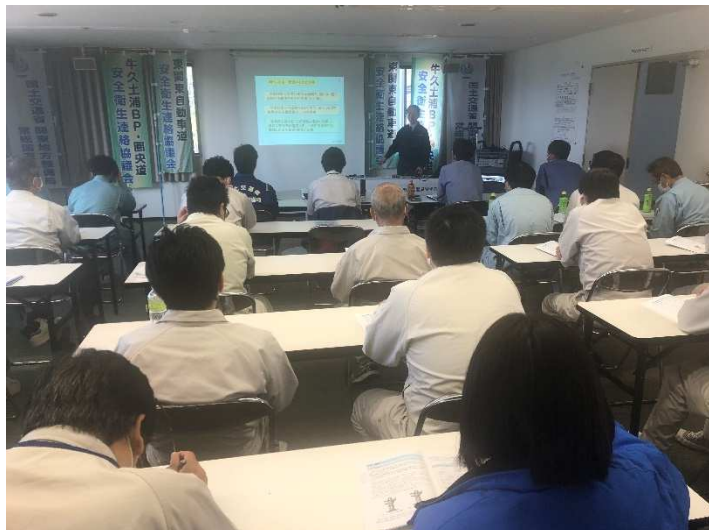
実技会場



牛久土浦バイパス・圏央道安全衛生連絡協議会
東関道自動車道安全衛生連絡協議会
『フルハーネス型墜落制止用器具特別教育』講習会 実施状況



右:講師 あんテック研究所
田中 素夫氏
左:牛久・圏央道協議会会長
キムラ工業(株) 石川 武志氏



学科研修

実技研修



集合写真